



住民税非課税世帯生活支援給付金

DV等避難中の非課税世帯やその他申請が必要な非課税世帯へのご案内

- この給付金は、国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を踏まえて、物価高騰の影響を特に強く受ける方々を支援するため、**住民税非課税世帯**を対象に **1世帯あたり**に **3万円**を給付するものです。

※DV等の理由で住所地以外に避難中の方の場合も、受給できる可能性があります。

※住所地の世帯が既に給付金を受給していても、一定の要件を満たす場合には、大府市から受給することができます。

- 給付金を受給するためには**申請が必要（7月31日まで）**です。

給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

+こども加算（こども1人あたり **2万円**）

給付金の支給時期

大府市が申請書を

受理した日から1か月後が目安です。

支給対象者（申請が必要な世帯）

支給対象世帯

住所や世帯、課税の状況などに特別な事情を抱える世帯について、みなさんからの申請に基づいて住所や世帯を変則的に取り扱います。

世帯全員の令和6年度**住民税が非課税**の世帯のうち、以下のいずれかに該当する世帯

- （ア）配偶者やその他親族からの暴力など（DV）を理由に避難している世帯
- （イ）新規で住民登録した世帯
- （ウ）死亡、離婚、行方不明によって世帯構成が変化したことで非課税相当になった世帯
- （エ）課税内容の変更によって新たに非課税になった世帯

申請期間・場所

必要書類は地域福祉課窓口を用意しているほか、市ウェブサイトから

令和7年2月 3日（月）から

もダウンロードできます。

令和7年7月31日（木）まで

大府市役所地域福祉課（1階7番窓口）



詳細は裏面をご確認ください。

手続き・支給要件・必要書類等

以下のQ & Aを参考に、必要な書類をご用意の上、申請手続きしてください。
ご不明な点は、給付金担当窓口にご相談ください。

Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。 大府市に避難している私は給付金を受給できますか？

A 住民票がある世帯の方（配偶者等）が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件（DV避難中であることの証明、収入要件）を満たせば、大府市から給付金を受給できる場合があります。

DV等避難中であることを明らかにできる書類等の例

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 女性相談支援センターが発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等

Q 配偶者からDVを受けて大府市に避難しています。 配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？

A 配偶者からの扶養を受けている場合でも、受給できる場合があります。DV等避難者は扶養関係にかかわらず、独立した生計を立てている者とみなし、ご自身の収入が住民税非課税世帯相当である場合には受給できます。

Q 令和6年度の住民税が課税されていましたが、修正申告をしたことで非課税となりました。給付金を受給するためにはどのような手続きが必要ですか？

A 給付金を受給するためには申請書等の提出が必要です。住民税非課税世帯生活支援給付金の担当までお問い合わせください。



大府市住民税非課税世帯生活支援給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、大府市や東海警察署か警察相談専用電話(# 9110)にご連絡ください。